

◇令和6年度の人権教育課主要事業の概要◇

☆ 人権教育推進会議

- 目的 県内の人権教育推進上の課題について意見交換を行い、本県における人権教育の推進方策や事業のあり方について具体的な提言を行う。
- 内容 人権教育推進会議 年3回
- 組織 学識経験者、社会教育分野代表者、関係課代表者

I 学校教育関連事業

1 生きぬく力の礎育み事業

- 趣旨 困難な状況にある子どもと家庭を支援するため、学校・園・所・関係機関、家庭および地域社会との持続可能な連携体制の構築を図るとともに、子どもたち一人ひとりが大切にされ、安心して過ごすことのできる居場所づくり、自己有用感や自己効力感等を味わうことのできる出番づくりに取り組むことによって、生きぬく力の礎となる自尊感情を育む。
また、推進学区の取組や成果を県内全域に広く発信することで、県全体の取組の推進を図る。
- 対象 30中学校区
- 実施主体 県（市町委託）
- 内容 推進学区事務局会 年3回
いしづえ交流研究会 5会場

2 人権教育指導力育成事業

- 目的 人権教育に関する効果的な指導方法等について講義や演習・研究協議等を行い、若手世代の人権感覚と実践力、指導力の向上を図るとともに、人権教育推進の中核となるミドルリーダーの育成を目的として本事業を実施する。

(1) 人権教育基礎講座

- 講座開催日 北部：6月25日（火）・南部：7月4日（木）午後
- 対象 県立学校の2年次となる全教員
(所属長が必要と認める市町立学校の2年次教員)

(2) 人権教育ミドルリーダー育成講座

- 講座開催日 7月24日（水）・8月20日（火）・11月14日（木）各1日
- 対象 県内小中学校、高等学校、特別支援学校の教員で所属長、および市町教育長が推薦する者

3 人と人との豊かにつながる学校づくり共創事業

○趣 旨 教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、誰一人取り残さない、人と人との豊かにつながり合う学校づくりを推進し、子どもたち一人ひとりの学びと育ちを支援することによって、互いの多様性を認め合い、一人ひとりが主体性をもって自己実現をめざす子どもを育成する。

○ベース校 彦根市立西中学校、守山市立速野小学校、高島市立新旭北小学校

4 人権教育教職員等指導事業

○目 的 教職員の人権意識を高め、指導力の充実・向上を図ることにより、学校における豊かな人権教育を推進し、いじめや問題行動等教育課題の解決を図る。

○内 容 小・中・高・特別支援学校人権教育校長研修会（年1回）

【オンデマンド研修】

人権教育担当者研修会（年1回） 【ハイブリッド研修】

児童生徒支援加配にかかる連絡協議会（年2回）

高等学校教育推進加配教員（生徒支援）にかかる連絡協議会（年1回）

市町教育委員会事務局学校・園人権教育指導にかかる担当者会議（年2回）

5 人権教育推進にかかる県立学校、市町教育委員会計画訪問の実施

○目 的 県立学校および市町教育委員会を訪問し、学校・地域における人権教育の取組状況を聴取するとともに、教育現場における具体的推進方策について指導・助言を行う。

○訪問対象 県立学校、市町教育委員会

6 人権教育研究推進事業（文部科学省委託）

(1) 人権教育研究指定校事業

○目 的 人権意識を培うための学校教育の在り方について、幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善および充実に資する。

○実施主体 国（県受託）

○指 定 校 （未定）

(2) 人権教育研究推進事業運営協議会の開催

○目 的 学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究に対して助言を行う。（年2回開催）

7 人権教育学びネットの整備

- 目的 人権教育推進に関する情報についてインターネットを活用して発信し、各学校・園・所、および地域での取組を促進する。
- 内容 ①人権教育課ホームページからの情報発信
・人権教育課の事業
・人権啓発作品
・人権教育指導資料・学習教材
・人権に関する法令・指針等
※人権教育課のホームページ
<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/zinken/>
②校務ネットワークからの情報発信



II 関係機関・団体との協働関連事業

1 人権教育研究大会開催補助

- 目的 人権問題の解決をめざす教育上の諸課題の研究と実践を深めるとともに、就学前教育・学校教育、社会教育両分野の交流を進め、人権教育を県民ぐるみの取組として発展させる。
- 対象 学校教育関係者、社会教育関係者および一般県民等
- 実施主体 主催三者 滋賀県教育委員会
公益社団法人滋賀県人権教育研究会
現地（守山市）実行委員会
- 開催日等 10月26日（土）・27日（日）
全体会：26日（土）守山市民ホール
分科会：27日（日）守山市内各会場（学校等）

2 県民学習集会開催補助（公益財団法人滋賀県人権センター）

<青年の部>

（1）青年集会

- 目的 青年が互いの思いや願いを交流し合うとともに、あらゆる差別の現実から自らの生き方を学び合い、人権尊重に向けた実践的活動につなげる。
- 対象 青年リーダー
- 内容 青年集会を開催（年1回）

（2）高校生等交流集会

- 目的 県内の高校生等を対象に、人権尊重の意識に根ざしたまちづくりへの積極的な参加と相互の交流を促し、地域における有為な人材への成長をめざす。
- 対象 県内高校生等
- 内容 高校生等交流集会を開催（年1回）

<女性の部>

- 目的 家庭や学校・園・所、地域、職場などで活躍する女性リーダーが同和問題の認識を深めるとともに、女性自らの権利を守り高める活動について交流学習し、日常活動の活発な展開を図る。
- 対象 女性リーダー等
- 内容 女性のつどいを開催（年1回）

<クローズアップ人権講座>

- 目的 さまざまな人権問題についての先進的な取組や知識を学習し、受講者が「人権が尊重された地域社会の実現」に向けて、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場において人権教育・啓発を積極的に推進することをめざす。
- 内容 部落問題など

3 子どもを支える人権のまちづくり促進事業補助

- 目的 困難な課題のある児童生徒が多く、特別な配慮を必要とすると市町が認める地域において、当該地域に設置する地域総合センター（教育集会所等）や公民館等の社会教育関連施設を核とした、管内のすべての子どもたちの確かな進路を切りひらくために必要な家庭の教育力の向上をめざす事業に補助する。
- 実施主体 市町
- 内容
- ①地域の子ども支援体制の構築
 - ②学習や進路に関する情報提供等
 - ③保護者と子どもで学ぶ場の提供
 - ④保護者など大人が学ぶ場の提供

4 進路保障推進協議会補助

- 目的 新規学卒者の進路保障に関する課題を総合的に検討し、課題解決を図る。
- 実施主体 滋賀県進路保障推進協議会構成団体
- 内容 進学・就職等の進路保障にかかる事項の検討・協議

5 地域総合センター教育事業担当職員設置補助

- 目的 教育的機能の強化が特に必要と認められる地域総合センターの教育事業担当職員の給与費の一部を補助する。
- 実施主体 市町
- 補助対象 地域総合センター教育指導職員・教育推進員・特別指導教員